

障がい者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

私（申請者）は、障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者（本店）

住所又は所在地			
商号又は名称			
氏名 （代表者職氏名）			（実印）
電話番号	FAX番号		
債権者番号			
申請営業種目 （コード）			

※ 申請営業種目は、競争入札参加資格審査結果通知書の「主な営業種目」になります。

2 委任先（競争入札参加資格者申請時に委任先として届出のある県内支店等）

所在地			
支店等の名称			
代表者名		債権者番号	
電話番号		FAX番号	

3 雇用状況

雇 用 状 況	障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 （②－②×③÷100）	①	人
	常時雇用する労働者の総数	②	人
	除外率（%）	③	%
雇 用 状 況	雇用する障がい者の総数（⑤＋⑧）	④	人
	常時雇用する労働者の数（⑥×2＋⑦）	⑤	人
	重度身体障害者の数及び重度知的障害者の数	⑥	人
	⑥以外の障がい者の数	⑦	人
	短時間雇用労働者の数（⑨＋⑩×0.5）	⑧	人
	重度身体障害者の数及び重度知的障害者の数	⑨	人
	⑨以外の障がい者の数	⑩	人
障がい者雇用率（%）（④÷①×100）		⑪	%

(注意事項)

- 1 対象となる障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者です。  
なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付する必要はありません。
- 2 常時雇用する労働者とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、1年以上継続して雇用されているものをいいます。
  - (1) 期間の定めなく雇用されている者
  - (2) 一定期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同等と認められるもの
  - (3) 日々雇用されている者であって、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同等と認められるもの
- 3 短時間雇用労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる者であって1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。  
(1週間の所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者についても実人員1人を「0.5人」として算定しますので、⑩の欄に計上してください。)
- 4 「障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ①」の欄には、同欄の算式によって計算して得た人数の小数点以下を切り捨てて記載してください。
- 5 「除外率(%) ③」の欄は、除外率設定業種及び除外率を見て記入してください。
- 6 「障がい者雇用率(%) (④÷①×100) ⑩」の欄は、同欄の算式によって計算して得た値の小数点以下第3位を四捨五入して記載してください。
- 7 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者である精神障害者は、実人員1人を「1人」と算定するため、短時間雇用労働者であっても「⑥以外の障がい者の数 ⑦」の欄に計上してください。  
※ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。
- 8 記載内容に変更が生じた場合は、登録申請書記載事項変更届(別記様式第4号)による届出が必要になります。

記入責任者	
連絡先	